岡山県地域医療介護総合確保基金事業補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号。以下「法」という。）第４条に基づく岡山県計画（以下「県計画」という。）に定める事業について、交付対象者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年９月12日医政発0912第５号厚生労働省医政局長通知、老発0912第１号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第２号厚生労働省保険局長通知）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第２条　この補助金は、岡山県地域医療介護総合確保基金事業実施要綱に基づき実施する事業のうち、別表の第２欄に定める事業を対象とする。

（交付の目的）

第３条　この補助金は、岡山県における医療及び介護の総合的な確保のために策定した県計画に基づき、地域医療構想（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の４第２項第７号に規定する構想をいう。）の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備、居宅等における医療の提供及び医療従事者の確保を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第４条　この補助金は、前条の目的の達成に資するため、別表の第２欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第３欄に掲げる者に対し交付する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、第５条の申請をすることができない。

一　暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

二　暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

三　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

２　この補助金の額は、補助事業に要する別表の第４欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（ただし同表の第５欄に定める額を限度とする。）と総事業費から診療収入額及び寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「交付基礎額」という。）に、同表の第６欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以下とする。

（交付申請）

第５条　この補助金の交付申請は、補助金交付申請書（様式第１号）に別表の第７欄に掲げる申請添付書類を付して、毎年度知事が別に定める日までに行わなければならない。

（交付の条件）

第６条　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一　補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）の補助事業に係る関係書類の保存については、次のとおりとする。

ア　補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出についての証拠書類及び調書を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ　補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類及び帳簿を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産処分の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、証拠書類等の保管期間が満了する前に補助事業者が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

二　補助事業を行うために締結する施設整備又は設備整備に係る契約については、医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針（平成 21 年 10 月 19 日施第 633 号）、又は医療施設の設備整備に係る契約手続の取扱指針（平成 22 年４月１日医推第 100 号）に定める手続によらなければならない。

三　補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

四　この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

五　その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

六　補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事

業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遅延等報告書（様式第２号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

七　補助事業者は、知事の求めに応じ、この補助事業の実施状況について、事業実施状況報告書（様式第２－２号）により知事に報告するものとする。

八　補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第３号）により速やかに知事に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の全部又は一部を県に納付させることがある。

九　補助事業による取得財産等については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

十　取得財産等で価格が単価 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外のものの場合は 30 万円以上）の機械及び器具について、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）に定める期間を経過するまでに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書（様式第４号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

十一　知事の承認を受けて財産を処分することにより補助事業者に収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

十二　補助事業者が、知事の承認を受けて、転用、無償譲渡、無償貸付、交換、取り壊し又は廃棄等の財産の処分を行うにあたっては、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(大臣官房会計課長発平成 20 年４月 17 日付け会発第 0417001 号)別添第４の２に規定により算出した財産処分納付金額を、県に納付させることがある。

（申請の取下げのできる期間）

第７条　補助事業者が規則第８条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付決定の日の翌日から起算して 15 日を経過する日までとする。

（変更承認申請等）

第８条　補助事業者は、この補助金の交付決定後の事情により、事業の内容の変更等をしようとする場合には、別表の第７欄に掲げる申請添付書類に準じる書類を付して、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第５号）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、規則第 10 条

の規定による軽易な変更については次のとおりとする。

一　20%を越えない対象経費又は補助金の減額を行う場合

二　補助の目的及び内容に影響を及ぼさない場合（施設整備に係る補助においては，建物の設置場所、規模、構造又は用途等、機能を著しく変更しない軽微な変更を含む。）

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了後１か月以内（第８条により中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から１か月以内）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月 31 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第６号）に別表の第８欄に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

（調査等の協力）

第 10 条　補助事業者は、知事が補助事業に関する調査等を実施する場合は、その求めに応じ、補助事業の実施期間中及びその終了後も協力するものとする。

（雑則）

第 11 条　規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年２月 23 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 27 年９月 30 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 27 年 11 月 17 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 28 年９月 27 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 29 年９月 20 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 30 年 11 月６日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 31 年２月７日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年 11 月 29 日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和２年 11 月 25 日から施行し、令和２年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和３年９月 21 日から施行し、令和３年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和４年 10 月 13 日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和５年 10 月 13 日から施行し、令和５年度分の補助金から適用する。

ただし、別表の第１欄 11 の事業のうち、令和４年度分の補助金事業からの継続事業については、なお従前の例による。

この要綱は、令和６年９月 14 日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

ただし、別表の第１欄９の事業のうち、令和４年度分の補助金事業からの継続事業について

は、なお従前の例による。

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。